

相楽東部広域連合参与の設置に関する条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 8 号

(設置)

第 1 条 広域連合に、特別職として参与を置くことができる。

(職務)

第 2 条 参与は、広域連合の事務処理に当たる。

(選任等)

第 3 条 参与は 3 人以内とし、広域連合行政に関し経験を有する者のうちから、広域連合長が選任する。

(勤務、報酬)

第 4 条 参与は、非常勤とし、報酬は別に定める。

(任期)

第 5 条 参与の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 広域連合長は、本人の申し出がある場合又は特別の事由がある場合は、その任期中においても、これを解任することができる。

(旅費等)

第 6 条 参与が公務により旅行するときは、旅費を支給する。

2 旅費の額及び支給方法は、一般職の職員の支給方法の例による。

第 7 条 参与に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。